

コーポレート・ガバナンス報告書

2026 年 6 月 30 日

株式会社アップルパーク

代表取締役社長 山中 直樹

問合せ先： 管理本部管理部 03-3901-6199

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに、持続的な企業価値の向上を目指しております。そのために、経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社 HARSU	802,000	60.12%
山中 直樹	531,900	39.87%
株式会社テレビ埼玉クリエイティブ	100	0.01%

支配株主名	山中 直樹
-------	-------

親会社名	なし
------	----

補足説明

株式会社 HARSU は当社の代表取締役である山中直樹の資産管理会社です。

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	3 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5 名以内
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	0 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	設置していない
----------------------------	---------

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の数	2名以内
監査役の人数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査は、内部監査室が主管部門として、内部監査担当者5名が業務を監査しております。各部門の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より代表取締役社長に対して、報告書並びに改善指示書を提出する体制をとっております。

監査役は、取締役会への出席、重要な文書の閲覧、必要に応じ取締役及び使用人に対して事業に関する報告を求めること等を通じて、取締役の意思決定プロセスや業務執行状況の把握に努め、取締役の職務執行の適法性を監視しております。

また、内部監査担当者、監査役及び監査法人は、それぞれの監査計画、監査の進捗状況や監査結果等に関して、情報交換を行い、効果的かつ効率的な監査を実施するよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小俣 亜紀	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小俣 亜紀	-	-	コインパーキング業界において長年管理部門の要職を経験しております。上場企業にて監査役の応対も経験しており、前職においては上場準備にも関与しています。これらの高い専門性と豊富な見識を活かし、実効性の高い監査ができると判断しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	0 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

現在、当社は独立役員を確保しておりません。当社は TOKYO PRO Market 上場会社であり、独立役員の確保は上場規程上求められておりませんが、コーポレート・ガバナンスの実効性向上の観点から、独立性を有する社外役員の確保について検討を進めております。また、将来のスタンダード市場へのステップアップ上場に向けては、独立社外取締役を含む独立役員の選任が必要となることから、候補者の探索・選定を計画的に進めてまいります。
--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

中長期的な当社の業務拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的としてストックオプションを付与しております。 当社は、2025 年 8 月 15 日開催の取締役会決議に基づき、第 1 回新株予約権（ストックオプション）を発行しております。付与対象者は当社取締役 4 名、監査役 1 名及び従業員 22 名であり、新株予約権の総数は 1,404 個（目的となる株式の数 140,400 株）、行使価額は 1 株当たり 1,980 円であります。個人別の付与水準は、対象者の役位・職責及び中長期的な企業価値向上への貢献度等を総合的に勘案して決定しており、当社の業務拡大と人材の確保・定着を目的としております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外監査役、従業員
-----------------	-----------------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社は、役員報酬及び監査役報酬の総額をそれぞれ開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて当社の業績、他社水準、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては、随時必要な情報共有に努め、特に重要な案件については、取締役会開催前に個別に情報共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

①取締役会 当社の取締役会は、4名の取締役で構成されております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。取締役は会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。 ②監査役 当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されております。監査役は監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。 ③会計監査 当社は、新月有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。な

お、2026年3月期において監査を執行した公認会計士は佐野明彦氏、関戸祐二氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士6名であります。なお、当社グループと監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

④内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の順守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

⑤内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、営業推進部1名、人事秘書室1名、経営企画本部1名、管理本部1名、管理部1名の合計5名で構成する内部監査室が主管部署として、業務を監査しております。なお、自身が所属する部門の監査は他部署所属の内部監査担当者が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役社長に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

また、監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会出席以外の場においても、課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

⑥リスク管理体制の整備の状況

当社においては、弁護士、社労士、税理士と顧問契約を締結し、適宜コンプライアンス上の問題の確認をしております。また、法律に関する法令等の改廃動向は外部顧問先より情報を収集しており、重要事項は経営会議および取締役会で周知する事となっております。なお、2019年4月より、3ヶ月に1度の頻度にて、役員及び全従業員の更なるコンプライアンス意識の向上及び重要性の認識徹底を図るため、Webによるコンプライアンス研修の実施を全員に義務付けております。当社では、長期的な企業価値向上と企業不祥事の防止のため、コンプライアンスが重要であると認識しております。監査役および内部監査等のモニタリングを通じて、健全な企業文化を形成してまいります。

⑦社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外監査役は1名を選任しております。社外監査役は、経営に関する監視、監督機能を担っております。社外監査役小俣亜紀氏は、駐車場業界における豊富な知識・経験を有しており、当社との間には人的関係、資金的関係、または取引関係その他の利害関係はありません。なお、当社は、社外取締役の重要性については認識しておりますが、当社の経営規模・体制を総合的に勘案すると、ガバナンスは適正に構築、運営されていることを踏まえ、社外取締役を設置しておりません。今後、経営における社外取締役の役割について、十分な議論と検証を重ね、設置の必要性があると判断する場合には、具体的な検討を行ってまいりたいと存じます。また、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取

引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由といたしましては、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。なお、当社は現在、社外取締役を選任しておりません。これは、当社の事業内容及び会社規模等を総合的に勘案し、現状の体制が最適であると判断しているためであります。もっとも、経営に対する監督機能の一層の強化及び将来のスタンダード市場へのステップアップ上場も見据え、独立社外取締役の選任の必要性について十分な議論と検証を重ねており、適任者の確保状況等を踏まえ、その選任の実現に向けて具体的な検討を進めてまいります。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IR に関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイトに IR ページを設置し、開示書類や決算情報、発行者情報等を掲載しております。
IR に関する部署(担当者)の設置	管理部にて対応しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

今後のステークホルダーの状況を鑑み、検討してまいります。

Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、職務権限規程の順守により、業務を合理的に分担することで、内部体制の整備及び運用の充実を目指しております。現状においても、当社の企業規模に対応した、適切で有効な内部統制機能を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、設立から現在に至るまで反社会的勢力との関係は一切なく、今後も反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としております。また、反社会的勢力によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、組織として毅然とした対応を取ることを周知徹底しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

「反社会的勢力等排除規程」に基づき、取引先選定の中で反社会的勢力との関係を有しているかの調査を規定し、管理部が対応総括部門となって関連部署との協議のうえ運用しております。

Ⅴ. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

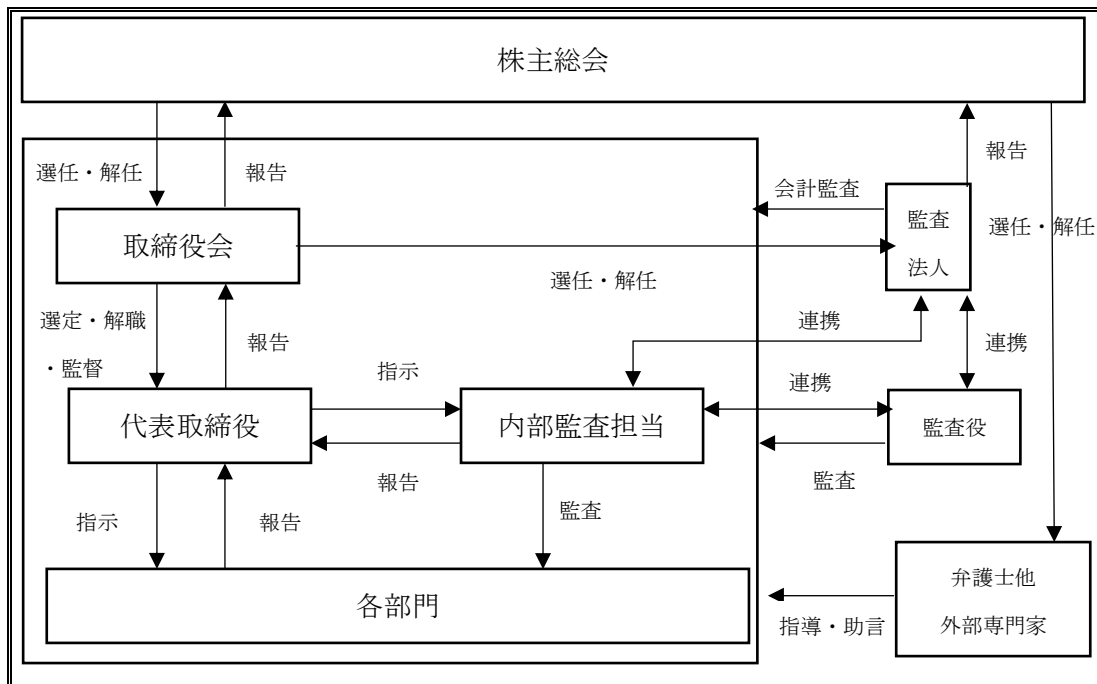
該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

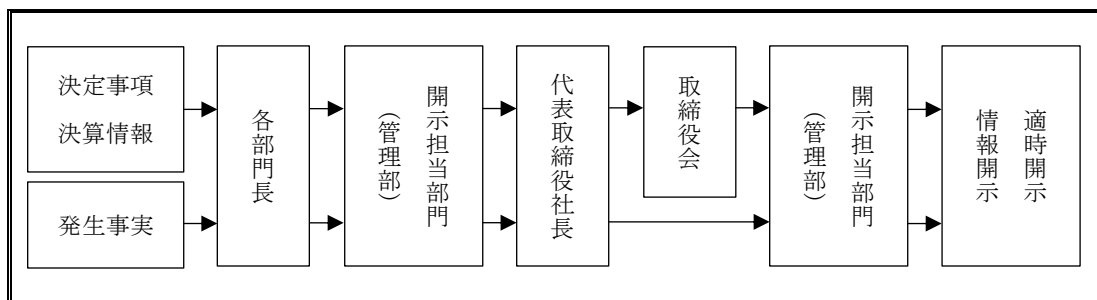
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制および適時開示手続に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上